

医療法人財団浩誠会 霧島杉安病院

訪問・介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

【事業の目的】

医療法人 財団 浩誠会が開設する指定居宅サービスに該当する訪問・介護予防訪問リハビリテーション事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な訪問・介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

【運営の方針】

- (1) 医師の指示及び訪問・介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、訪問リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- (2) 訪問・介護予防リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者やその家族に対し、リハビリテーションの観点から、居宅において日常生活に必要とされる事項について、理解しやすいように指導説明を行う。

【事業所の名称及び所在地】

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 霧島杉安病院
- (2) 所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2143番地

【従業者の職種、員数及び職務の内容】

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理及び利用の申込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者の職種及び員数

| | | |
|-------|------|--------|
| 医師 | 1名以上 | (常勤兼務) |
| 理学療法士 | 1名以上 | |
| 作業療法士 | 1名以上 | |
| 言語聴覚士 | 1名以上 | |

理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は医師の指示又は訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーション業務・指導を行う。

【営業日及び営業時間】

- (1) 営業日 月曜日～金曜日(土・日・祝日及び12月30日～1月3日は休業)
- (2) 営業時間 月曜日～金曜日(8:30～17:00)

【通常の事業の実施地域】

通常の事業の実施区域は、次のとおりとする。

- (1) 霧島市 曾於市 都城市 高原町 湧水町
- (2) 通常の実施区域は上記の通りとするが、上記の限りではない。

【訪問・介護予防訪問リハビリテーションの内容及び利用料、その他の費用】

(1) 訪問・介護予防訪問リハビリテーションの内容

① 訪問・介護予防訪問リハビリテーション計画の作成・説明・評価

計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者の心身機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、療養上必要な事項について利用者またはその家族に対し、指導又は説明を行い、適切なリハビリテーションを提供する。

② 症状の観察

〔バイタルチェック、利用者や介護者の健康状態の確認、再発予防等〕

③ 身体機能の改善

〔身体機能の維持・改善、痛みの評価や緩和、摂食嚥下機能やコミュニケーション機能の改善〕

④ 日常生活の訓練・指導

〔日常生活指導、福祉用具または住宅改修の評価や連絡、生活の質の向上や趣味・社会参加促進のための助言等〕

⑤ 介護相談・家族支援

〔家族への介護指導・支援、福祉制度利用の助言・相談等〕

(2) 訪問・介護予防訪問リハビリテーションの利用料

訪問・介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問・介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

○提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

| 基本報酬 | 基本単位 | 利用者負担額 | | |
|----------------------------------|-------|--------|------|------|
| | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 訪問リハビリテーション (1回20分 週に6回が限度) | 308単位 | 308円 | 616円 | 924円 |
| 予防訪問リハビリテーション (1回20分 週に6回が限度) | 298単位 | 298円 | 596円 | 894円 |

※退院・退所後3月以内の利用者は、週12回まで可能

○以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 加算 | 基本単位 | 利用者負担額 | | | 算定回数等 |
|--|-------|--------|------|-------|--------------------|
| | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 短期集中リハビリテーション実施加算 | 200単位 | 200円 | 400円 | 600円 | 1日につき |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 | 240単位 | 240円 | 480円 | 720円 | 1日につき ※1週に2日を限度 |
| リハビリテーションマネジメント加算 イ | 180単位 | 180円 | 360円 | 540円 | 1月につき |
| リハビリテーションマネジメント加算 ロ | 213単位 | 213円 | 426円 | 639円 | |
| リハビリテーションマネジメント加算 イ ※医師が利用者またはその家族に説明した場合 | 450単位 | 450円 | 900円 | 1350円 | |

| | | | | | |
|--|-----------------|-------|-------|--------|-------------|
| リハビリテーションマネジメント加算 □ ※医師が利用者またはその家族に説明した場合 | 483 単位 | 483 円 | 966 円 | 1449 円 | |
| サービス提供体制強化加算（I） | 6 単位 | 6 円 | 12 円 | 18 円 | 1 回につき |
| 移行支援加算 | 17 単位 | 17 円 | 34 円 | 51 円 | 1 日につき |
| 特別地域訪問リハビリテーション加算 | 基本報酬の15%加算 | | | | 1 回につき |
| 介護職員等処遇改善加算 | 1カ月の総単位数に1.5%加算 | | | | 毎月の総単位数に対して |

短期集中リハビリテーション実施加算

利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。

退院（退所）日または訪問開始日から起算して3か月以内の期間に1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算

認知症の診断を受け、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が集中的にリハビリテーションを行った場合に1週に2日を限度として加算します。

退院（退所）日または訪問開始日から3か月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行います。

短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合には、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定することはできません。

リハビリテーションマネジメント加算 イ

リハビリテーション会議の開催を通じた多職種の協働による継続的なリハビリテーションの質の管理に加え、退院（所）後間もない者や新たに要介護認定等を受けた者の生活の不安に対して、健康状態、生活の見通し及びリハビリテーション計画の内容等を当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者又は家族に説明することを評価し、算定します。

リハビリテーションマネジメント加算 □

リハビリテーションマネジメント加算（A）イの要件に加え、科学的介護情報システム（LIFE）を用いて厚生労働省に情報を提出し、提出情報及びフィードバック情報を活用し、ケアの質の向上を図ることを評価し、算定します。

リハビリテーションマネジメント加算 イおよび□ ※医師が説明を行った場合

リハビリテーション会議の開催を通じた多職種の協働による継続的なリハビリテーションの質の管理に加え、退院（所）後間もない者や新たに要介護認定等を受けた者の生活の不安に対して、健康状態、生活の見通し及びリハビリテーション計画の内容等を事業所の医師が利用者又は家族に説明することを評価し、算定いたします。イ及び□の算定に270単位加えて算定します

サービス提供体制強化加算（I）

当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

移行支援加算

訪問リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者の社会参加等を支援し通所等に移行させた者が一定の割合を占めた場合、算定します。

特別地域訪問リハビリテーション加算

厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問リハビリテーション事業所が訪問・介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

介護職員等処遇改善加算

職員の賃金改善及び職場環境改善を目的として、介護職員等（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士含む）処遇改善加算を算定します。

※加算率は厚生労働省告示に基づくものです。

※利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じます。

※制度改正等により加算率、負担額が変更となる場合があります。

その他の算定

- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 当事業所の医師が診察を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを実施した場合は、1回につき50単位を減算します。
- ※ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算します(所定単位数×1/100)。
- ※ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算します(所定単位数×1/100)。
- ※ 指定訪問リハビリテーション職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合に1回につき50単位を算定します。
- ※ 病院または診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師または理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(病院または診療所の主治医、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従事者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させることをいう)

を行った後に、当該者に対する初回の指定訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき 1 回限り所定単位数（600単位）を算定します。

※ 予防訪問リハビリテーションにおいては、利用開始の属する月から 12 月以上継続して利用した場合は、1 回につき 30 単位減算します。以下の要件を満たす場合は減算対象外となります。

- ① 3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリ計画を見直している。
- ② 利用者ごとのリハビリ計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの提供に当たり当該情報その他リハビリの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。

(3) その他の費用

診療情報提供書

当院とは別の医療機関の医師による医学的管理を受けている利用者である場合は、診療情報提供書が必要になるため、他の医療機関にて診療情報提供書の料金が発生いたします。

交通費

訪問リハビリテーション業務に掛かる交通費は頂いておりません。

【守秘義務及び個人情報】

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

【苦情処理】

(1) 当事業所は、提供した訪問・介護予防訪問リハビリテーションに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口担当職員を配置し、苦情に迅速に対応する。また、所定の場所に設置するご意見箱に投函して申し出ることできる。

霧島杉安病院 リハビリテーション科 電話番号 0995-57-1221

受付時間 (月～土 8:30～17:00)

(年末年始 12月31日～1月3日及び日曜・祝祭日休み)

- (2) 当事業所は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- (3) 当事業所は、提供した訪問リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件若しくは、

提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは、紹介に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導、助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- (4) 当事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- (5) 当事業所は、提供した訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (6) 当事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。
- (6) また、各市町村役場の介護保険係に設置してある相談・苦情窓口や鹿児島県国民健康保険団体連合会でも、相談・苦情を受け付けています。

| | | | | | |
|-----------------|-------|--------|----------|--------------|--------------|
| 霧島市役所 | | 介護保険係 | 電話番号(代表) | 0995-45-5111 | |
| 霧島総合支所 | 保健福祉課 | 介護保険係 | 電話番号(代表) | 0995-57-1111 | |
| 牧園総合支所 | 保健福祉課 | 介護保険係 | 電話番号(代表) | 0995-76-1111 | |
| 横川総合支所 | 保健福祉課 | 介護保険係 | 電話番号(代表) | 0995-72-0511 | |
| 福山総合支所 | 町民課 | 介護保険係 | 電話番号(代表) | 0995-55-2111 | |
| 隼人総合支所 | 保健福祉課 | 介護保険係 | 電話番号(代表) | 0995-42-1111 | |
| 曾於市役所 | 保健福祉課 | 介護保険係 | 電話番号(代表) | 0986-76-1111 | |
| 都城市役所 | 介護高齢課 | | 電話番号(直通) | 0986-23-2114 | |
| 高原町役場 | 保険課 | 高齢者保険係 | 電話番号(代表) | 0984-42-2111 | |
| 吉松庁舎 | 福祉課 | 介護保険係 | 電話番号(代表) | 0995-75-2111 | |
| 湧水役場 | 栗野庁舎 | 福祉課 | 介護保険係 | 電話番号(代表) | 0995-74-3111 |
| 鹿児島県庁 | 介護保険課 | | 電話番号(代表) | 099-286-2111 | |
| 鹿児島県国民健康保険団体連合会 | | | 電話番号(直通) | 099-213-5122 | |

【事故発生時の対応】

- (1) 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 当該訪問事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しておく。
- (3) 当該事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【衛生管理】

- (1) 当該事業所は、理学療法士作業療法士及び言語聴覚士の清潔の保持健康状態について必要な管理を行う。

【虐待の防止等】

- (1) 当事業所は、高齢者の尊厳の保持のため、高齢者の虐待防止及び権利擁護に努める。
- (2) 当事業所は、「高齢者虐待防止マニュアル」を作成し、高齢者虐待防止のための従業者への研修および、利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備、介護従事者の高齢者への虐待防止の措置を講じる。
- (3) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を

行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録することを義務とする。

(4) 各ハラスメント対策として、相談窓口を設置する。

【記録の整備】

(1) 当該訪問リハビリテーション事業所は、従業者 設備 備品及び会計に関する記録を整備しておく。

(2) 当該訪問リハビリテーション事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しその完結の日から5年間保存しておく。

1. 訪問リハビリテーション計画
2. 提供した具体的なサービスの内容等の記録
3. 市町村への通知に関する記録
4. 苦情の内容の記録
5. 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

【第三者評価の実施状況】

(1) 第三者評価の実施は行っておりません。

附則

この規定は令和元年10月1日から施行する。

この規定は令和3年4月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。

この規定は令和6年6月1日から施行する。

この規定は令和8年6月1日から施行する。

個人情報利用目的

(令和6年4月1日現在)

霧島杉安病院訪問リハビリテーション事業所では、利用者の尊厳を守り、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当院訪問リハビリテーション事業所内部での利用目的〕

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ー利用開始・中止等の管理
 - ー会計・経理
 - ー事故等の報告
 - ー当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔法人内施設および事業所、並びに関連施設との連携のための利用目的〕

- 霧島杉安病院と当施設間の入院・入所および外来診療等に係る記録の照会
- 法人内施設（介護医療院すぎやす・介護老人保健施設きりしま・グループホームゆめ）及び法人内事業所（居宅介護支援事業所すぎやす・訪問看護ステーションあんしん・ヘルパーステーションすぎやす・通所リハビリテーション夢窓庵）ならびに関連施設（介護付有料老人ホームみち草）と当事業所との連携に係る記録の照会

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ー利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ー利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ー検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ー家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ー保険事務の委託
 - ー審査支払機関へのレセプトの提出
 - ー審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外利用目的】

〔当院訪問リハビリテーション事業所の利用に係る利用目的〕

- 当事業所の管理運営業務のうち
 - ー医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ー当事業所において行われる学生の実習への協力
 - ー当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当事業所の管理運営業務のうち
 - ー外部監査機関への情報提供

介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当院訪問リハビリテーション事業所は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでいます。

介護・診療情報の提供

- ◆ ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護師または支援相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

介護・診療情報の開示

- ◆ ご自身の介護・診療情報の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、医師または「相談室」に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をもらいますので、ご了承ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◆ 当事業所が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

個人情報の利用目的

個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

- ◆ サービス提供のために利用する他、運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。（詳細は「個人情報の利用目的」をご参照下さい）。
- ◆ 当事業所は介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医および介護・医療専門職等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

ご希望の確認と変更

- ◆ 利用予定の変更、介護給付、保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者ご本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。
- ◆ 居室における氏名の掲示を望まない場合は、お申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示は望ましいです。
- ◆ 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。
- ◆ 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。

個人情報保護相談窓口

担当 相良

訪問・介護予防訪問リハビリテーション利用同意書

訪問リハビリテーション事業所の提供にあたり、ご利用者に対して運営規程、重要事項説明書、個人情報の利用について説明を行いました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者 (名 称) 訪問リハビリテーション 霧島杉安病院

(所在地) 鹿児島県霧島市霧島田口2143番地

<職種・説明者> _____

霧島杉安病院訪問リハビリテーションを利用するにあたり、運営規程、重要事項説明書、個人情報の利用についての説明を受け、これらを十分に理解し、サービスを受けることに同意します。

同 意 日 令和 年 月 日

<ご利用者>

ご氏名 _____

ご住所 _____ 電話番号 _____ - _____

<ご家族及び代理人>

ご氏名 _____

ご住所 _____ 電話番号 _____ - _____

霧島杉安病院 理事長 杉安 浩一郎 殿